

國第四十三回 參議院大藏委員會會議錄

昭和三十八年一月三十一日(木曜日)

午前十時二十六分開會

出席者は左の通り。

理事

委員

川野
高橋
津島
日高
森部
武君
三曉君
衛君
壽二君
廣爲君
隆輔君
一男君
の説明を聽取いたします。原田大蔵政務次官。
○政府委員(原田憲君) 提案に先立ちまして、豪雪地帯の皆さん方に心から深くお見舞を申し上げます。
ただいま議題となりました「日本車

壳公社法第四十三条の十九の規定に基

政府委員
北海

北政務次官
北海道開発廳

大藏政務次官
大藏大臣官房

事務局側監理官

常任委員会 坂入長太郎君

本日の会議に付した案件

○日本専売公社法第四十三条の十九の規定に基づき、国会の議決を求める

第五部 大蔵委員会会議録第三号

昭和三十八年一月三十一日
【参議院】

ところで、廃止後の同工場用財産につきましては、公社の他部門への転用が困難でありますので、公社においてはこれを処分したいと考えておりますが、そのためには日本専売公社法第四十三条の十九の規定に基づき国会の議決を経る必要がありますので、ここに本案を提出した次第であります。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○委員長（佐野廣君） 小西北海道開発政務次官。

○政府委員（小西英雄君） ただいま議題となりました北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

北海道東北開発公庫は、昭和三十二年設立以来昭和三十六年度末までに約八百億円に上る出融資実績を示しております。三十七年度予定の原資二百三十億円を加えますと、三十七年度末には実に一千億円をこえるのであります。

このように、公庫に対する出融資の要請はきわめて強く、その規模も逐年拡大していく実情にあります。

今後、北海道及び東北地方における鉱工業の進展に対応して、公庫がその使命を達成するためには、まず公庫の資本金の充実をはかり、経営の健全性を維持していくことが必要であります。

すなわち、公庫の資本金は現在二十

おける出資残高は七百八十万円に
見込みでありますので、このよう
巨額の事業規模に対しまして自ら
本の充実をはかつておくことは緊要
ことと存する次第であります。

次に、公庫の原資調達の方法と
て、政府資金の借り入れと民間資金の
活用により資金需要に応じているので
あります。が、その大半を債券發行に生
存しているのであります。公庫は、ハ
庫法第二十七条の規定により、資本金
の額の二十倍に相当する金額を限度と
して、北海道東北開発債券を発行す
ことができるようになっております
で、現在の資本金における債券發行額
度額は五百億円であります。が、その
行高は三十七年度末において限度額と
ほとんど到達する見込みであります。
したがいまして、公庫の資本の充実
をはかるとともに、債券發行額を拡大
するため、公庫法第四条に規定する公
庫の資本金二十五億円を十億円増額し
て三十五億円とすることについて、法律
改正をお願いする次第であります。

以上がこの法律案の提案理由及び
の要旨であります。が、何とぞ慎重御審
議の上、すみやかにご可決あらんことを
をお願い申し上げます。

○委員長(佐野廣君) 以上で提案理由
の説明は終わりました。

す。片桐日本専売公社監理官。

○政府委員(片桐良雄君)　ただいま政務次官から提案理由の御説明がございましたが、日本専売公社小名浜工場の沿革、廢止が考慮されるに至った経緯、処分の理由等につきまして、さうに補足して御説明申し上げたいと存じます。

日本専売公社小名浜工場は、同公社の有するただ一つの製塩工場でございまして、昭和二十七年、海水を煮沸して直接塩を製造する、いわゆる海水直煮加圧式製塩方法の中間工業化試験を目的として設立されたものでございます。同工場の工業化試験は、その所期の目的を達し、現在におきましては、全国四民間工場がこの方法により塩の製造を行なつてゐる次第でござります。

同工場は、その後昭和三十四年塩業整備の際に、塩業整備の実施に伴いまして、各種塩の製造試験工場として運営されるに至りまして、年産約一万トンの塩を製造するかたわら、家庭用食塩、カン詰用塩の製造等を行なつて参りました。しかしながら、同工場は創設以来すでに十年を経過して、設備の老朽化がはなはだしく、今後このまま運営を継続することが有利でないと考えられた。したがつて、同工場は創設以来までは事実上の生産制限を行なわれてゐる現在、公社 자체が単なる塩の生産を行なうことにも考慮の必要がござりますので、公社において種々検討

計いたしました結果、これ以上多額の経費を投入して運営を継続することは適当でないと考えるに至り、同工場を廃止することいたしました次第でござります。なお、同工場につきましては、昨年九月に、行政管理庁からもその廃止につき早急に検討する必要がある旨の勧告がなされております。

ところで、廃止されましたあの同工場用財産につきましては、同工場の立地条件等の点からまして、たゞこの製造用等公社の他部門へ転用することが困難でございますので、公社におきましてはこれを早急に処分いたしたいと考えておりますが、そのためには、日本専売公社法第四十三条の十九の規定に基づき、国会の議決を経る必要があると見えましたので、ここに本案を提出いたした次第でござります。

○委員長(佐野廣君) 本件の質疑は次回に譲り、本日はこれにて散会いたし願い申し上げます。

午前十時三十五分散会

一月三十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、國立病院特別会計法の一部を改正する法律案
一、特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律案
一、産業投資特別会計法の一部を改める。この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

国立病院特別会計法の一部を改正する法律案

年法律第百九十九号の一部を次のように改正する。

第四条中「積立金から生ずる収入」の下に「、借入金」を、「看護婦養成費」の下に「、借入金の償還金及び利子」を加える。

第七条第二項に次の一号を加える。

五 第八条の二の規定による借入金の借入れを予定する年度にあつては、その借入れ及び償還の計画表第八条の次に次の二条を加える。

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2 特定物資納付金処理特別会計の昭和三十七年度分の収入及び支出並びに昭和三十六年度及び昭和三十七年度の決算に関しては、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際特定物資納付金処理特別会計に属する資産(現金を除く)及び負債は、この法律の施行の際、一般会計に帰属するものとする。

4 特定物資納付金処理特別会計の昭和三十七年度の出納完結の際同一会計に属する現金は、その出納完結の際、産業投資特別会計に帰属するものとする。

5 前項の規定により産業投資特別会計に属する現金は、同会計の歳入とする。

6 産業投資特別会計法(昭和二十一年法律第百二十二号)の一部を改正する法律案

第一條 政府は、当分の間、法人に対する政府の財政援助の制限によう改定する。

第一条第二項中「附則第十三項、第十四項及び第十六項の規定による一般会計からの」を「一般会計から

の歳入への」に改める。

第三条中「資金への繰入金」を「資金及び歳入への繰入金」に改め、「並びに附則第十三項、第十四項及び第十六項の規定による一般会計からの繰入金」を削る。

第三条の二中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、繰り入れるものとする。

第四条中「資金からの受入金」の下に「、一般会計からの繰入金(資金への繰入金を除く。)」を加え、同条に次の二項を加える。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の定めるところに保証契約をすることができる。

第三条中「特定物資納付金処理特別会計から

の繰入金」の下に「、外貨地方債証券についての差益(以下この

項において「利子等」という。)に

ついては、租税その他の公課を課さない。ただし、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第一項に規定する個人、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)

第四条中「、特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律案

年法律第百二十九号の一部を改正する法律案

は、廃止する。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、

第三条の二の改正規定は昭和三十七年度の予算からその他の改正規定は

昭和三十八年度の予算から適用する

事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案

東京港港湾区域における土地造成

成事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案

東京港港湾区域における土地造成

地方債証券に関する特別措置法

東京港港湾区域における土地造成

事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法

東京港港湾区域における土地造成

地方債証券に関する特別措置法

第一条第一項第一号に掲げる法人
又はこれらに準ずるものとして政
令で定めるものが支払を受ける利
子等については、この限りでな
い。

² 所得税法第四十一条第二項の規
定は、前項本文に規定する地方債
証券の利子で同項ただし書に規定
する政令で定めるものが支払を受
けるものについては、適用しな
い。

附 則

この法律は、昭和三十八年四月一
日から施行する。

昭和三十八年二月四日印刷

昭和三十八年二月五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局